

郵送請求の際は、下記の書類を送付してください。

- ① 納税・所得証明書等交付申請書
- ② 申請される方のご本人確認書類の写し
- ③ 手数料（定額小為替）
- ④ 返信用封筒（宛名の記入・切手の貼付がされているもの）
- ⑤ 書類が取得できることを証する書類 ※ご本人様以外の方が申請される場合のみ

【ご本人確認書類】

1点あれば確認できるもの	2点あれば確認できるもの
・マイナンバーカード・運転免許証・パスポート ・在留カード などの、 官公署が発行している写真付きの本人確認書類	・健康保険証・年金証書（手帳）・社員証 ・学生証・診察券・キャッシュカード ・クレジットカード・消印のある郵便物 など

【発行手数料】

証明書の種類	手数料・備考	証明書の種類	手数料・備考
納税証明	300円/通 【令和5年度分の場合】 令和4年1/1～12/31の所得が記載された証明書が発行されます。	固定資産評価証明	300円/枚 1所有者につき、土地・家屋あわせて1枚目に5筆（棟）、2枚目以降には8筆（棟）記載されます。
完納証明		固定資産公課証明	
所得証明		名寄帳の写し	300円/枚 1所有者につき、土地・家屋あわせて1枚に8行記載されます。
所得証明（児童手当用）		地番図の写し	
課税証明		軽自動車：無料 普通自動車：300円/通	その他
非課税証明	軽自動車納税証明（車検用）	無料	

【書類が取得できることを証する書類】

ご本人（納税義務者）様との関係	必要書類
委任された方（代理人）	・委任状（委任者が署名したもの。コピー不可） ・委任者及び代理人のご本人確認書類の写し （法人名義の不動産については、委任者のご本人確認書類の代わりに記名・押印（代表者印）も可。）
相続人	・ご本人様が亡くなっていることがわかる書類 ・ご本人様の住所が確認できる書類（戸籍の附票等、固定資産台帳の本人住所と一致するもの） ・相続人であることが確認できる書類 例：戸籍（除籍）謄本、住民票の除票等
債権者	・訴状、申立書等
賦課期日（1月1日）以降に資産を取得した方	・所有権の移転を証する書類 例：土地・登記済家屋の場合→全部事項証明書等 未登記家屋の場合 →売買契約書、贈与証書等

【法人名義について】

法人名義のものについては、記名・押印（代表者印）も可とし、委任者の本人確認書類の写しは不要です。

【送付先】

〒315-8640 茨城県石岡市石岡一丁目1番地1

石岡市役所 財務部 税務課 市民税/資産税担当

TEL 0299-23-1111（代表）

（内線 市民税 7083・7084・7085

資産税 7087・7088・7089）